

平成20年度

# 太陽光発電 補助制度のお知らせ

深刻な問題となっている地球温暖化。この解決のために世界が協力して作った京都議定書が平成17年2月16日に発効しました。地球温暖化防止のため、これまでのシステムを転換し、天然資源やエネルギーを消費しない循環型の社会を構築して、温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを進めていかなければなりません。これらの諸問題を解決するためには、市民、事業者、行政が連携していくことがとても大事なこととなります。

村山地域地球温暖化対策協議会では、この地球温暖化問題の対策として、太陽の光を利用した太陽光発電システムの設置を促進するため、村山総合支庁管内の市町と連携し、村山地域で自らお住まいの住宅に太陽光発電システムを設置する方に対して、設置費の一部を助成しています。

申請窓口は、山形市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町及び西川町の5市3町の地球温暖化対策担当課になります。ぜひ御利用ください。

- ① 出力4 kWまでを助成します。

対象システムを販売する事業者が協議会会員である場合、協議会及び市町の補助申請により、**太陽電池出力1 kW当たり 6万円の補助金が 4 kWまで**受けられます。申請先は市町となりますが、申請手続きは、全て協議会会員の販売事業者が代行します。

- ② 補助対象区域はつぎのとおりです。

自ら居住し、若しくは居住する予定である

**山形市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町及び西川町**の5市3町の区域内の専用住宅若しくは居住の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の2分の1以上を占める併用住宅又はこれらの住宅に附属する車庫・物置等へ新規に設置する場合です。

上記以外の市町にお住まいの方には、残念ですが、協議会からの補助はございません。

**お問合せ先：下記の協議会事務局、各市町担当課、又は、  
裏面の当社（村山地域地球温暖化対策協議会会員）担当あてお尋ねください！！**

「村山地域地球温暖化対策協議会」事務局（村山総合支庁環境課内 環境企画担当）  
〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68 電話 023-621-8424 FAX 023-621-8428

山形市（環境課）023-641-1212、上山市（経営企画課）023-672-1111、村山市（環境課）0237-55-2111、  
天童市（生活環境課）023-654-1111、東根市（生活環境課）0237-42-1111、山辺町（住民課）023-667-1109、  
中山町（住民税務課）023-662-2113、西川町（町民税務課）0237-74-2111